明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六七）　二

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件
（総務二〇一、二〇二）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一七七）　三
○除籍の一部が滅失した件（同一七八）　三
○除籍が滅失した件
（同一七九、一八〇）　三
○原戸籍の一部が滅失した件
（同一八一）　三
○戸籍が滅失した件（同一八二）　三
○保安林の指定をする件
（農林水産一二六二～一二六九）　四
○保安施設地区の指定をする件
（同一二七〇）　四
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（同一二七一）　四
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件
（国土交通九五一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件
（同九五二～九五四、九五六～九五九）　五
○ボルト接合によることができる安全上支障がない建築物の基準を定める件（同九五五）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局一九四）　七
○道路に関する件
（北陸地方整備局三三～三六）　七
○道路に関する件
（近畿地方整備局七七）　八

〔国会事項〕　八

〔叙位・叙勲〕　一三

〔皇室事項〕　一四

〔官庁報告〕　一四

官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一四
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一五

産　業
日本産業規格
（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　一五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一五

会社その他　三〇

省　令

○国土交通省令第六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第十一条第四号の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（自動車検査証等の有効期間の起算日） **第四十四条**　自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。 ２　（略）	（自動車検査証等の有効期間の起算日） **第四十四条**　自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第七十二条第一項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。 ２　（略）

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第二条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間） **第七条**　令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。 一　道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月（道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月）を加えた期間 二・三　（略）	（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間） **第七条**　令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。 一　道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月）を加えた期間 二・三　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。